

健康保険任意継続被保険者 資格取得申請書

常務理事	事務長	課長	係

※申請書は資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に提出してください。

在職中の 事業所記号 被保険者番号	事業所記号 [][][]	被保険者番号 [][][][][]	生年月日 昭和 平成	年 月 日 [][][][][][]
氏名・印	(フリガナ)		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所 電話番号 (日中の連絡先)	〒 [][] - [][]	Tel ([][]) [][][][][]		
勤務していた 事業所の	名称	所在地		
資格喪失年月日 (退職日の翌日)	令和 年 月 日	※記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、こちらへ記載してください。 (マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。)		
保険料の納付方法	※ 取得月の翌月以降について、希望の保険料の納付方法を選択して下さい。選択のない場合は、毎月払いとさせていただきます。 ※ 保険料の口座自動引落としはできません。 ※ 保険料の振込手数料は、被保険者負担となります。			
<input type="checkbox"/> 毎月払い	・毎月払いの納期日は毎月10日となります。			
<input type="checkbox"/> 年間前納 (当年度3月分までの納付)	・前納保険料の納付期日は任意継続の資格取得月の末日となります。喪失日及び申請の手続き時期によってはお受けできない場合もあります。			
<input type="checkbox"/> 半期前納 (当年度9月分までの納付)				

◎ご記入の前に必ず別紙をご覧ください。

念書 初回保険料を納付期日までに納入しなかった場合に、任意継続の資格が取消しとなることについて、異議はありません。
 また、その後の保険料を納付期日までに納入しなかった場合、健康保険法第38条によりその翌日をもって資格喪失となっても同様に異議はありません。
 令和 年 月 日 被保険者氏名 _____

健康保険被扶養者届【資格取得時】

氏名	生年月日	性別	続柄	職業	年間収入	同居別居の別
(フリガナ) ----- (氏) (名)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
(フリガナ) ----- (氏) (名)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
(フリガナ) ----- (氏) (名)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
(フリガナ) ----- (氏) (名)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居

組合記入欄	
記号番号	2000 -
資格取得年月日	令和 年 月 日
報酬月額	千円

受 付

申請書記入前に必ずご確認ください。

1. 任意継続制度に加入するための要件
 - ①資格喪失日（退職日の翌日）の前日まで継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること。
 - ②資格喪失日から20日以内に手続きをすること。
 - ③75歳未満の方。*75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となるため、任意継続被保険者となることはできません。
2. 資格喪失の際に被扶養者であった方を引き続き被扶養者とする場合は、申請書下段の健康保険被扶養者届欄に記入してください。新たに被扶養者を追加する場合は、この申請書とは別に被扶養者（異動）届に必要な書類を添えて提出してください。
3. 任意継続被保険者の資格取得手続きは事業主から提出される資格喪失届手続き完了後となります。

◎留意事項

1. 任意継続被保険者として加入できる期間は2年間です。
2. この申請書が提出期限（資格喪失日から20日以内）を経過して提出されたときは、保険者が「正当な理由」（天災地変等により法定期間内に届出ができなかったとき）があると認めた場合以外は受理されません。
3. 初回保険料を納付期日までに納付されなかった場合は、資格取得日に遡って取消となります。初回保険料用納付書は任意継続取得手続き完了後に『健康保険任意継続被保険者資格取得受理通知書』と一緒に送付いたします。（※初回保険料の納付期日は『健康保険任意継続被保険者資格取得受理通知書』の交付日の翌日から起算して10日目となります。）
4. 任意継続被保険者は次の場合において、それぞれ掲げる日により資格喪失します。
 - （イ）被保険者となってから2年を経過したときは、その日
 - （ロ）被保険者が死亡したときは、その日の翌日
 - （ハ）保険料を納付期限までに納付しないときは、その日の翌日
 - （ニ）被用者保険（健康保険・船員保険・共済組合）の被保険者となったときはその日
 - （ホ）被保険者が75歳になったときはその日
 - （ト）任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者（当組合）に申し出たとき（※その申出（書面）が受理された日の属する月の翌月1日喪失）※「国民健康保険に加入する」や「ご家族の健康保険の扶養に入る」などの理由で資格を喪失することはできません。
5. 保険料は全額自己負担することになります（40歳～64歳の方は介護保険料含む）。保険料額は、収入による見直しはありません。ただし、介護保険該当（40歳到達）・不該当（65歳到達）、毎年度見直す保険料率・標準報酬月額の上限改定により変更になる場合があります。
6. 任意継続被保険者の標準報酬月額は、「被保険者資格を喪失したとき（退職時）の標準報酬月額」か「前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）9月30日時点の当組合全被保険者の平均標準報酬月額」のどちらか少ない額で決定すると定められており（健康保険法第47条）、後者の平均標準報酬月額は毎年見直しをしています。
7. 資格喪失の際に被扶養者であった方を引き続き被扶養者とする場合は、被扶養者の年収が130万円（60歳以上の人又は障害者は180万円）未満で、主として被保険者によって生計を維持されていることが必要となります。

国民健康保険について

健康保険任意継続制度以外に、住所地の市区町村役場が行っている健康保険制度として国民健康保険制度があります。健康保険任意継続制度と国民健康保険制度の双方の保険料等を比較しどちらに加入するかご検討ください。なお、倒産・解雇などにより離職した方（雇用保険の特定受給資格者）および雇止めなどにより離職された方（雇用保険の特定理由離職者）の国民健康保険料（税）を軽減する制度があります。

[国民健康保険のお問い合わせ先](#) 住所地の市区町村役場 国民健康保険担当窓口